

「世代間年金格差」論への疑問

岡山県立大学教授

増田雅暢



現行の年金制度に対する批判論

公的年金の現行制度を批判する議論が甚だ活発になったのは、2000年頃からだだろうか。最初は、「基礎年金の全額税方式への転換」であった。国民年金保険料の未納・滞納問題の解決策として提案された。しかし、その後、政府の社会保障国民会議の試算で、現在の未納率水準は年金財政にマイナスの影響を与えるものではないことが明らかとなり、下火となった。また、消費税引上げに対する反対論の根強さをみれば、増税を前提とする全額税方式は実現不

可能である。

続いて、グリーンピア等の役

所の「年金財源無駄遣い問題」がやり玉にあげられた。しかし、冷静に考えれば、グリーンピア建設に投じた総額2000億円が、100兆円以上の積立金を有する年金財政悪化の原因でないことは明らかであった。

そして、最近の批判論の中心は、「積立金の早期枯渇」と「世代間格差による若い世代の大損論」である。この代表的論者が学習院大学の鈴木亘教授である。最近では、「文藝春秋」の2012年12月号において、「年金格差は財政的『幼児虐待』だ」というタイトルで自説を展開し

ている。

積立金の早期枯渇と世代間年金格差

この文藝春秋の論文によれば、厚生年金・国民年金の積立金は、2030年頃には枯渇する。また、最近の積立金の状況を、2004年の年金制度改正において当時の政府が主張した「100年安心プラン」における積立金の推移予測と比較すると、すでに同プランは崩壊していることが明白である、という。

しかし、鈴木教授の主張は、積立金の近年の減少傾向をそのまま延長させたものであり、積立金の運用実績や年金過払いの解消の措置等から、そのように単純に減少していくとは考えられない。また、最近の積立金の状況を評価するには、2004年改正時点の推計よりも、厚生労働省が行った「平成21年財政検証結果」を用いるべきである。

が、1965年生まれあたりではほぼゼロとなり、1990年生まれでは2150万円のマイナス、2010年生まれでは2830万円のマイナスになるという。これでは一種の「幼児虐待」だと断言する。

しかし、この試算も首を傾げざるを得ない点がある。厚生労働省の「平成21年財政検証関連資料」（平成21年5月26日社会保障審議会年金部会資料）によれば、世代間の年金給付と保険料負担の関係は、給付負担倍率で見ると、1940年生まれでは6・5倍、1965年生まれでも2・7倍、1985年生まれ以降では2・3倍となっている。決して、「受け取り損」にならないようなことはない。

鈴木教授と厚生労働省の試算結果の大きな相違のひとつは、世代間比較の際に、事業主負担を保険料負担に含めるか否かという点である。前者では含め、後者では除外している。年金保険財政全体で見ると、事業主負担も社会保険料負担の一部である。しかし、個人の年金給付と保険料負担の関係を論じるとき

に、事業主負担を加えることには無理があるのではないか。事業主負担は、事業主の義務的な労務費であつて、労働者の賃金そのものではない。たとえば、ボーナスや退職金は月額給与を基に算出されるが、この給与に事業主負担を加えて計算されることはない。個人の給付・負担関係を論じる際に、わざわざ事業主負担を加えることは、個人の保険料負担を無理に増大させて、相対的に年金給付額を小さくみせる意図的な操作である。

賦課方式から積立方式への転換？

鈴木教授によれば、こうした若い世代が大損をこうむる「巨額の世代間不公平」こそ、年金問題の本質であり、その原因は、現行制度が賦課方式により運営されていることにある。その解決方法として、「年金清算事業団創設による積立方式移行」を提案する。高齢化の進行による人口構成の影響を受ける賦課方式から、その影響を受けない積立方式への転換、というアイデアは、最近の年金制度批判

論の中でよくみられ、総選挙の公約に掲げる政党もある。

厚生年金の賦課方式から積立方式への転換は、現役世代にとって、現在の高齢者の年金負担と自らの年金負担の「二重の負担」が生じることになること、しかも、「二重の負担」の規模が、500兆円もの巨額に達することから、非現実的なアイデアにすぎない。高齢化が進行している欧米先進国の年金制度も、多くは賦課方式により運営されているが、これを積立方式に転換しようという政策をまともに論じている国はない。フランスでは1990年代に検討されたが、「二重の負担」のため採用されなかった。

この問題に関する鈴木教授の提案は、かつての国鉄民営化の際の国鉄清算事業団による債務整理方法と同様に、転換によって生じる高齢者の年金負担債務を切り離して別に処理するというものである。

目新しさはあるが、実現可能性という点では疑問だらけである。まず、債務の規模が全く違う。国鉄の場合には、土地売却

やJR株の売却益等によって債務返済財源の確保が可能であったが、年金の場合は、国民が税で返済するしかない。現在、国・地方あわせて1000兆円にも上る債務に加えて、500兆円の債務が加わることになる。GDPの3倍もの債務を抱える国があるだろうか。

相続税を財源に？

鈴木教授は、この年金債務の返済財源として、「年金目的の新型相続税」と「年金目的の追加所得税」を提案している。相続税を引き上げて社会保障財源に、というのは他の識者からも提案されているが、果たして妥当な政策だろうか。まず、財源的に期待薄である。日本全体の相続資産の規模は不確定であるが、不動産も含めて50兆円程度という試算がある。現在、相続税負担者の割合は5%程度であり、相続税収入は約1・4兆円である。相続税を財源に充てるとなると、相続税率と負担者割合を大幅に引き上げなければならぬ。

理念的にも問題である。相続資産に重税を課すことは、社会主義国であればまだしも、自由主義・資本主義の日本の体制とは矛盾する。また、年金受給者と相続税負担者とは全く異なる次元の者であるから、相続税負担者に年金債務負担を負わせるのは、他人の借金を無関係の第三者が負担するようなもので、不公平である。その上、相続資産という、一部の富裕者のものに思えるかもしれないが、実際は、中小企業者の重要な経営資本であつたり、一般庶民が節約して子どもに残した貯蓄であつたりするので、それを強制的に「没収」するようなことは、日本の産業基盤や国民感情を損なうことになる。

このように昨今の「世代間年金格差論」は、若い世代に年金不信感を植え付けるばかりか、積立方式への転換、相続税の強化という非現実的な政策を誘導する危険性がある。政府・厚生労働省は、次の年金財政検証を前倒しで行うなどをして、年金不安解消のために正確な情報提供を行うべきであろう。